

#### 講じた措置の内容

平成 17 年度の交通局から財団法人大阪市交通事業振興公社（以下「公社」という。）への清掃業務委託契約に関して、交通局からの委託金額と公社における再委託金額との差額から、当該清掃業務委託に係る管理的業務に要する費用を除いた余剰金相当額 49,115,323 円について、本市へ還元するよう協議が整い、平成 18 年 3 月 31 日付けで契約変更を行いました。